

ことは課長級以上であれば職名さえ分かれば個人を特定することは可能です。

しかし、薬害エイズ問題のような行政そのものの失敗があった場合、省庁では通常、物事を実質的に決めているのは課長補佐以下のレベル、すなわち職名だけでは個人が特定できないような役職の人たちなので、職名だけ分かっても情報公開としては不十分であるという事態も生じてくるのではないかと懸念しています。また、プライバシー保護の点についてはもう一点、行政を利用して不正あるいは怪しいことをした民間人、例えば土地を行政当局に対して不当な売却を行って利益を上げた人などについてもプライバシー保護の対象となってしまうとなると問題です。ですから、個人のプライバシーを保護しながら情報公開を適正に進められるような条項を入れられるかどうか議論の余地があります。

3番目に、要綱案第6(5)で「行政機関内部又は行政機関相互の審議・検討又は協議に関する情報であって、開示することにより率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」も不開示情報とされていますが、これは明らかにひどい条項だと考えます。薬害エイズ問題などでもおわかりのように、行政内部でまさに物事が決まっていく段階の情報が重要なものであって、物事が決まったあとの情報はある意味ではさほど重要ではないのです。ただ確かに、特定の者に利益を与えることになりかねない場合などは途中で全ての情報を公開することはできないわけです。

しかし「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」というのは、いったん行政からこれを主張されるとそれに対して国民の側から論理的な反論をすることは難しく、行政側が濫用する危険性があるのでこの文言は削るべきです。また「国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がある場合に情報を公開しなくてもいいというのは、一種の愚民政策的な考え方で、官僚だけが情報を独占していればいいというニュアンスであり、他の文言でカバーできれば削りたいと考えています。

4番目に、要綱案第6(3)で、不開示情報として「開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるに足る相当の理由がある情報」とありますが、特に「・・・おそれがあると認めるに足る相当の理由がある情報」という表現になっていることが引っかけります。

この表現を解釈すると、不利益を被るおそれがあるかどうかを、裁判所ではなく行政が判断することを認めていることになります。裁判所としては、状況証拠から行政が「おそれがあるので情報を公開しない」としたことに対して、相当な理由があるかどうかをみることができないにすぎないことになり、実質的に裁判所の判断が及びにくくなることが予想さ

れます。すなわち、このようにして情報公開の抜け穴ができていくことが懸念されます。

また、この法案については内容はほぼ固まりつつあるので、今後は運用段階の手続きをしっかりと固めていくことが重要になると思います。例えば、昨年の春に民事訴訟法が改正されたときに、裁判所が出す証拠提出命令に関する条文を改正した際に「行政が保有している証拠は行政が拒否した場合には、裁判所が強制的に出させることはできない」という条項を入れようと行政側が画策していました。

これにみられるように、裁判所の判断の余地を狭めれば情報公開を骨抜きにすることができると行政サイドでは考えているようであり、このような動きはかなりこれから行われるであろう。不服審査会に強力な権限をもたせることは、一見好ましいかのように見えるが、不服審査会はどのように客観的に見せようとも、行政サイドの意向が強く影響するので、結局裁判所の判断余地を狭めて、情報公開によってマイナスにはたらく危険性がある。

●情報公開法案の成立見通しと

世論の盛り上がりの必要性

要綱案が現時点でかなり形になっているので、現在、この要綱案に手を入れて来月上旬には法案にして提出することは可能である。官僚がやればもっと早くできるだろうが、政府サイドからは来年の通常国会まで出さないつもりであり、その理由として既存の法律との調整の必要をあげている。

それも一見よく分かるが、政府に時間を与えると、既存の個別法律の改正によって情報公開法自体が骨抜きにされてしまう危険性がある。情報公開法を基本法と位置づけて原則として行政情報を公開をしていくという考え方を浸透させるために、とにかく先に国会の審議でつくればよいと考えている。

そのために施行だけ遅らせて他の法律との調整を図るという方法もありうる。ただ実際には現有勢力を見ると今国会での成立は難しいだろう。しかし世論を盛り上げていかないと、今秋には行政改革で省庁統合や公務員削減などの数字に国民の目が奪われて、情報公開という大切な話が陰に隠れてしまっただけで骨抜きになった法案が通ってしまうのではないかと危機感をもっている。その意味で成立は難しくてもとりあえず今国会で法案の提出だけはしておこうという考えでいる。

このような法案は政治家にとって非常に判断が難しいものである。すなわち、今ある案は自分の理想から見ると問題がいくつかある。また、時期を逸するとさらに骨抜きになってしまう可能性があり、それでも全くない現状よりは社会が善くなるということになるだろう。いずれ、そのような非常に苦しい選択をしなければならない状況になるだろう。従って、早い段階で世論を盛り上げて要綱案よりさらに望ましい案で引っ張った上で、結果的にせめて現状の要綱案のレベルぐらいで法案を作りたいと考えている。(拍手)